

改正 平成 21 年 3 月 24 日新人委第 963 号  
改正 平成 27 年 3 月 11 日新人委第 750 号  
改正 平成 29 年 3 月 30 日新人委第 815 号の 6

新人委第 18 号  
平成 19 年 4 月 1 日

各 任 命 権 者 様

新潟市人事委員会  
委員長 丸山 正

#### 地域手当の運用について

地域手当の運用について下記のとおり定めたので、通知します。

#### 記

##### 条例第 14 条の 3 関係

- 1 この条の第 2 項の「在勤する」とは、本務として在勤することをいう。ただし、併任又は兼務の職の業務に引き続き 1 月以上専ら従事することが予定されている場合にあつては、当該業務（当該職の業務に引き続き専ら従事する期間の延長により当該業務に引き続き 1 月以上専ら従事することが予定されている場合にあつては、当該延長前の期間に係る当該業務を除く。）に専ら従事するために在勤することをいう。
- 2 前項ただし書の場合においては、地域手当を支給され、又は支給されないこととなる職員に対して、その支給の有無を人事異動通知書又はこれに代わる文書により通知するものとする。ただし、当該職員の併任又は兼務が解除され、又は終了したことに伴い、地域手当を支給され、又は支給されないこととなる場合は、この限りでない。

##### 規則第 2 条及び附則第 2 項関係

平成 29 年 3 月 31 日までの間は、新潟市職員の地域手当に関する規則（平成 19 年新潟市人事委員会規則第 34 号。以下「規則」という。）第 2 条の規定による割合については、規則附則第 2 項の規定による。

#### **条例第 14 条の 3 第 2 項及び規則附則第 3 項関係**

条例第 14 条の 3 第 2 項による割合については、新潟市給与条例等の一部を改正する条例（平成 26 年新潟市条例第 91 号。以下「改正条例」という。）附則第 12 項の規定により読み替えられており、規則附則第 3 項の規定によるものとされている。

#### **条例第 14 条の 3 の 2 及び規則附則第 4 項関係**

条例第 14 条の 3 の 2 の規定による割合については、改正条例附則第 12 項の規定により読み替えられており、規則附則第 4 項の規定によるものとされている。

#### **条例第 14 条の 3 の 3 及び規則第 4 条関係**

- 1 条例第 14 条の 3 の 3 に規定する「任用の事情」とは、人事交流等割愛によることをいう。
- 2 規則第 4 条第 2 号に規定する「人事委員会の定める場合」とは、人事交流等割愛により採用した職員の直前の勤務先団体における地域手当の異動保障（一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 11 条の 7 第 1 項で規定する手当に相当するものをいう。以下同じ。）に関する定めにおいて、異動保障が支給されることとなる必要在勤期間の規定が 6 月超 1 年以内とされている場合をいい、また、「人事委員会の定める期間」とは、当該団体で規定される異動保障が支給されることとなる必要在勤期間をいう。